

第三者行為による被害届等の書類作成について（福祉医療）

瀬戸市役所 国保年金課 医療福祉係

交通事故等、他人（自分以外の人）が原因となったケガ・病気などで、福祉医療受給者証を使用して治療を受けた場合は、この『被害届』等を提出していただくことになっています。

次の点を参考にして、できるだけ早く届け出をお願いします。

なお、福祉医療の受給者証を使わずに治療を受けた場合は、届出の必要はありません。

《提出していただく書類》

1 第三者行為による被害届

- ① 「事故発生日・場所」欄は、交通事故証明書を参考にして記入してください。
- ② 「事故原因と状況」欄は、できるだけ詳しく記入してください。
- ③ 「被害者名」・「運転者」・「保有者」・「契約者」欄は、記入もれのないようにお願いします。
- ④ 「自賠責保険」欄は、相手方の自動車損害賠償責任保険証明書等を参考に記入してください。
- ⑤ 「任意保険」欄は、相手方が任意保険に加入していたならば、任意保険証券等を参考に記入してください。

2 事故発生状況報告書

図の説明は良く分かるように、できるだけ詳しく記入してください。

なお、できるかぎり被害者・相手方双方確認のうえ記入してください。

3 委任状兼同意書

被害者（福祉医療受給者証を使用して治療を受けた人）が作成します。

なお、被害者が未成年者である時にはその親権者の方が、成年被後見人など法律行為を制限される場合は、法定代理人が、署名・捺印してください。

4 交通事故証明書

原本を一通ご用意ください。

※交通事故証明書が物件事故の場合または、人身事故であっても被害者の氏名が無い場合は、『人身事故証明書入手不能理由書』が必要となります。

以上、不明な点がありましたらお問い合わせください。

なお、治療を完了・中止なさったとき、又は示談された場合は、必ずご連絡いただきますようお願いいたします。